

## 小松市立高等学校の AI を活用した知識定着を図る学習支援アプリの導入仕様書

### 1. 業務名称

小松市立高等学校の AI を活用した知識定着を図る学習支援アプリの導入

### 2. 業務概要と目的

AI を活用した学習支援アプリを導入することにより、生徒一人ひとりの習熟度に応じた出題難易度・頻度・形式の最適な学習環境を整備し、特に本校が特色として掲げる英語学習を中心に、基礎的・基本的な知識の定着と学習意欲の向上を図るとともに、教員の指導・評価業務の効率化を推進することを目的とする。

### 3. 業務及び使用期間 ①導入期限：令和8年4月1日まで

②使用期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※ただし、契約締結は単年度ごととし、各年度の歳出予算について議会の承認が得られた場合とする。

### 4. 長期継続契約 ○契約方法

- ・地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令第 167 条の 17 に規定する長期継続契約とする。

- ・契約に係る各年度の発注者に係る歳出予算について、減額又は予算措置がなかった場合は、発注者は本契約を変更又は解除することができる。

#### ○年度毎の支払額

- ・支払額は初年度を契約金額とし、次年度以降は予定金額とする。

- ・仕様書は1年間の内容とし、支払額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とする。

#### ○次年度以降の手続き

- ・次年度以降は、各年度当初をもって予定金額に消費税を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。

### 5. 納入期限及び納入場所

契約締結日

小松市立高等学校（小松市八幡ト1）

### 6. 学習アプリのライセンスの種類と数量

AI を活用したクラウド型のデジタル学習アプリ

438 ライセンス（※令和8年1月1日現在の生徒数分・契約時に数量を確定）

### 7. 学習支援アプリの仕様

## (1) 概要

AI を活用して生徒一人ひとりの習熟度に応じた出題難易度・頻度・形式を最適化し、特に英語科における語彙・文法等の基礎的知識の定着を図る学習支援システムである。スマートフォン、タブレット端末から利用でき、教員による教材配信、学習状況の把握、指導への活用を可能とすることで、個別最適な学習環境の構築と教員の指導負担軽減を目的とする。

概ね、次の(2)～(6)の機能を有していること。

## (2) アプリの機能

### ① 学習コンテンツ提供機能

- ・ 英語科を中心とした語彙・文法・読解等の学習コンテンツを提供する機能
- ・ 教員が独自教材を作成・配信できる機能
- ・ 学習者の習熟度に応じた問題出題や復習タイミングの自動調整機能

### ② AI による個別最適化機能

- ・ 学習履歴や解答傾向を分析し、学習時の難易度・頻度・復習の最適化
- ・ 忘却曲線に基づく復習設計
- ・ 生徒ごとの習熟度に基づいた難易度調整と反復回数の最適化による学習提案

### ③ 学習支援・操作機能

- ・ 生徒が直感的に操作できるユニバーサルインターフェイス
- ・ 音声再生、例文提示、ヒント表示など英語学習を支援する機能
- ・ 教員・生徒間の連絡や課題配信機能（必要に応じて）
- ・ 保護者への学習状況の連携機能

### ④ 管理者・教員向け機能

- ・ クラス・学年単位での学習状況管理
- ・ 教材作成、配信、回収、再配布
- ・ 学習データの分析結果をもとにした指導計画への活用

## (3) 学習履歴の管理機能

### ① 学習データの自動収集

- ・ 生徒ごとの学習時間、解答履歴、正答率、定着度等を自動記録
- ・ 英語の語彙・文法など項目別の習熟度を可視化

### ② 学習状況の可視化

- ・ 生徒・クラス・学年単位での学習進捗をグラフ等で表示
- ・ 教員が弱点領域や未達成項目を把握できるダッシュボード機能
- ・ 生徒自身が学習状況を確認できる画面を提供

## (4) データの分析・活用機能

- ・ 学習傾向分析と改善提案
- ・ 定着度に応じた復習計画の自動生成
- ・ 教員が指導計画や補習対象者の選定に活用できるレポート出力機能

## (5) データの保存・管理

- ・個人情報保護に配慮したアクセス権限設定
- ・学年進行に応じたデータ移行・蓄積機能

(6) 学習データの引継ぎ及び継続利用

- ・生徒アカウント情報、学習履歴、正答率等を契約期間中継続して利用できること
  - ・年度切替時において、生徒の再登録や再学習を不要とすること
- なお、データ引継ぎ及び移行に係る費用は、すべて受注者の負担とする。

8. セキュリティについて

セキュリティ及び個人情報保護の取り扱いについては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守することはもちろんのこと、小松市が規定する条例、規則等を遵守し、適切に実施すること。

9. アカウントについて

本事業に係る利用料は、契約締結後に、生徒数に増減があった場合は変更しないものとする。

10. その他

- (1) 契約締結後に学校管理者（教員等）へ学習アプリの活用方法を周知するとともに、速やかに生徒が利用できる環境を支援すること
- (2) 学校管理者（教員等）向けには、活用・運用・管理の研修を行うこと。研修日程は小松市立高等学校と事前に協議すること。
- (3) 導入に際し、操作について丁寧な説明を行うこと。また、導入後にも、サポート窓口による電子メール又は電話でのトラブル対応や操作及びシステムの問い合わせの対応が可能であること。
- (4) 教員向けのマニュアルの配布やサポートサイトがWeb上で設置されていること。また、障害発生時には電話・メール等で対応できること。
- (5) 本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してその都度定めるものとする。
- (6) 本仕様書を遵守するために要する経費は、すべて受注者の負担とする。

以上